

宮崎県立みやざき中央支援学校
いじめ防止基本方針

令和7年4月
宮崎県立みやざき中央支援学校

県立みやざき中央支援学校 いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育全体において、今「いじめ問題」が喫緊の課題となっています。また、近年の急速な技術の進展によりインターネット上での新たな問題が生じるなど、いじめはますます複雑化・潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて全ての教職員が「いじめ問題」に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に「いじめ問題」に取り組むことが求められております。

このような状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されましたが、29年度見直しを図られ改定されました。これを受けて、本校でも「いじめ問題」への対策に関する基本的な方針「県立みやざき中央支援学校いじめ防止基本方針」を翌年改定し、以後も必要に応じた内容の見直しと改訂を行っています。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1)	いじめの防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめに対する措置	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	1
2	いじめの防止等に関する措置	2
(1)	いじめの防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめに対する措置	
(4)	ネット上のいじめへの対応	
3	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導体制	
(2)	校内研修の充実	
(3)	校務の効率化	
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	
(5)	生徒会活動の活性化	
(6)	地域や家庭との連携について	
(7)	関係機関との連携について	
4	重大事態への対処	7
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
	【参考】資料1～5	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることの理解を図る。
- いじめを受けている児童生徒をしっかりと守る。
- いじめはどの児童生徒でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

（1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考え、そこで本校においては、教育活動全体を通して、児童生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

（2） いじめの早期発見

いじめの問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。日頃から児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

（3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年・学部、及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止・対応等のための組織

日頃から生徒指導部を中心に全職員が情報を共有しながら連携をはかり、いじめの防止に努める。いじめ事案が発生した場合は、直ちに生徒指導主事・管理職に報告し、学校長は問題行動等発生時の対応機関となる「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）を招集・設置する。

【構成員】

教頭、教務主任、生徒指導主事、各学部主事、寮務主任、寄宿舎主任指導員

※いじめ事案発生時は必要に応じて、教育支援部長、関係学年主任・関係学級担任等が加わる。

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 学校いじめの防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案・実施
- 調査結果・報告等情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止 ※資料 1、2 参照

ア 児童生徒が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動やコミュニケーション能力を高める機会を設ける。

- 学年交流の実施（各集会・各行事）
- ホームルームでの話し合い活動の実施
- 児童生徒間で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動の推進
- 勤労・奉仕活動の推進（主に中高等部の作業学習等）
- 児童生徒会による学校行事の企画提示
- 自立活動における、望ましい人間関係の形成に関する指導

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 職員相互の授業研究会

(イ) 適宜、教育相談や個別面談を設け、児童生徒や保護者等が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談や個別面談の設定

(ウ) 学級活動・ホームルームの時間を活用して、人権教育・せい教育・情報モラル教育等を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- 学級活動、ホームルームを活用した時間設定
- 外部講師を招へいした講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- PTA総会等での学校の方針説明
- 学校・学年・学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告

(2) いじめの早期発見 ※資料 3、4 参照

ア いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒が発することの多いサインを教職員及び保護者と共有する。

- 児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有

- イ 教育相談や個別面談週間を設け、児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
 - 教育相談や個別面談（学期に1回）の設定
 - いじめ相談窓口（生徒指導主事及び各学部の生徒指導部員）の設置

- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒や保護者を対象に、それぞれの実態に応じた調査を適宜実施する。
 - 年2回（7月、11月）の無記名のアンケート調査を実施するとともに、抽出による教育相談の実施

- エ 生徒指導部を中心に、上記の相談やアンケート結果のほか、全職員のもっているいじめにつながる情報・配慮を要する児童生徒に関する情報を収集し、職員間での共有を図る。
 - 職員会議・学部会等での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置 ※資料5参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 - いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - 発見又は通報を受けた職員は、いじめの事実について生徒指導主事または「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）の構成員に速やかに報告する。

- イ 情報の共有
 - アの通報を受けた職員は、「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）及び校長その他の関係職員へ報告し、情報の共有を図る。（主に生徒指導主事が担当する）

- ウ 事実関係についての調査
 - 速やかに「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）を開き、調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断した場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告する。
 - 児童生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）の職員のほか、児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
 - 必要な場合には、児童生徒への聞き取りやアンケート調査を行う。この場合、調査の実施により得られた内容については、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

- エ 解決に向けた指導及び支援
 - ①事実関係が把握された時点で、「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）において、指導及び支援の方針を決定する。また、状況に応じて柔軟に対応する。
 - ②障がいの程度や特性に対応した指導及び支援方針を設定する。
 - ③「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）の構成員や学部・学年職員と連携して組織的な対応に努める。

- ④解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時適切な情報の共有を図る。
- ⑤専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。

○いじめ解消の判断

- ・ いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月ない状態であることを確認する。
- ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ⑥指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応する。

いじめられた児童生徒と保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 二次障がいの発生を防止する。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 児童生徒の苦痛を受け止め本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 家庭でのコミュニケーションを大切にすることなどの助言をする。

いじめた児童生徒への指導または保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように粘り強く指導する。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 家庭での様子等で何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応す

る。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、双方に寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応する。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒等だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・「いじめはダメだ」と言える、または職員や保護者に相談できる児童生徒の育成に努める。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体・財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全職員で情報の共有・見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- いじめ解消の判断
 - ① いじめに係る行為が止んでいること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめ（犯罪行為）とは

- ・文字や画像を使い特定の児童生徒の誹謗中傷を、不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の児童生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする。
- ・掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載する。など

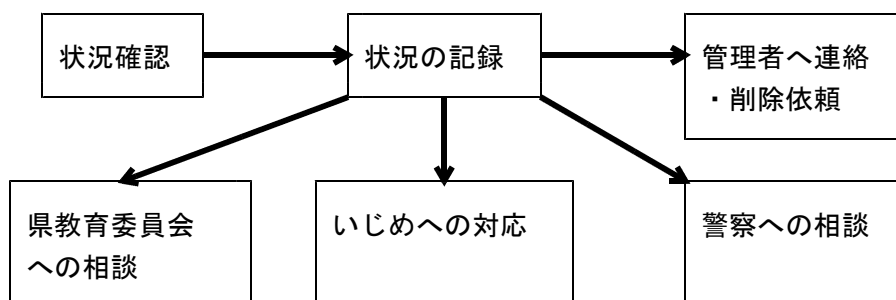
イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
（「携帯電話の所持や使用についてのお願い」配付）
- 学級活動・ホームルーム・集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの防止・解決に努める。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※その他県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学部、学校全体で組織的に対応するため、「いじめ対策委員会」（いじめ問題対応本部）を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について全職員の共通理解を図る。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修を設定し教職員の指導力向上を図る。

(3) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめの撲滅を呼びかける活動や生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめ防止に関する取組を充実させる。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体となって対応をしていく。

- ① 教育委員会との連携
 - ・ 関係生徒等への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
- ② 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 教育相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）と連携して事案にあたる。

- 生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額な金品を奪い取られた場合 など
- 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 理由の明確でない年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 理由の明確でない連続した欠席の場合は、状況により判断

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 基本方針については、現状や課題等に応じて、定期的な改善や見直しをすすめていくことに留意する。
- (2) 学校の基本方針について、資料を作成し、全職員・保護者へ配付する。また、学校のHPにも掲載し、周知する。